那須塩原市農業委員会

第26回総会議事録

令和4年8月25日(木)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時: 令和4年8月25日(木)午後1時30分~午後2時28分

2. 場 所:西那須野支所300会議室

3. 出席委員: 19名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	"	12	藤田 一郎
委員	1	石﨑 清	<i>II</i>	1 3	髙瀬 和夫
<i>II</i>	4	松本 誠治	<i>II</i>	1 4	松本 忠太
<i>II</i>	5	金田 廣衛	<i>II</i>	15	室井 孝美
<i>II</i>	6	木下 久雄	<i>''</i>	16	江連 節男
<i>II</i>	7	三本木 直人	<i>''</i>	17	槌江 栄作
<i>II</i>	8	秋元 誠	<i>''</i>	18	渡辺 秀一
"	9	大田原 重夫	<i>''</i>	19	島田晴子
"	10	田渕 徹			

4. 欠席委員: 1名 20番 竹村 文祥委員

5. 議事録署名人の指名: 11番 菊地 寿行委員、12番 藤田 一郎委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について(編入関係)
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について (除外関係)
- 7) 議案第7号 非農地判断願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対 する意見について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長 相馬 勇 主事 湯田 雅泉

局長補佐兼農政係長 戸山 みどり 農地係長 佐藤 博之

8. 傍聴人: なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第26回総会を開会いたします。

今回の欠席委員は、竹村文祥委員です。

在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号 1 1番 菊地 寿行委員と、12番 藤田 一郎委員を指名いた します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石﨑 清委員 |

議案第1号、番号1番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月12日、午後1時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ2キロメートルに位置しております。

申請に至った経緯は、譲渡人は高齢により農作業が困難になり、知人と売買の話がまとまり 今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況は、水稲65アール、トラクター2台、防除機1台を所有し、妻と二人で行っています。

申請地の耕作予定は、野菜類を作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、石﨑 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員

議案第1号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月11日、午後3時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約3キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、現在トラクター5台、コンバイン4台、田植え機1台を所有し、所有 農地、田5.1へクタール、畑0.1へクタールを含め、〇〇〇〇の代表として、米、麦約3 8へクタール、そば35へクタールを耕作しています。

申請地の耕作予定は、5、794平方メートルすべてに米または麦を作付けの予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月17日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、旧穴沢小学校より北へ500メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、乳牛30頭、水田40アール、酪農機械一式を所有しています。

申請地の耕作予定は、牧草及び米を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局 の確認報告を求めます。

佐藤農地係長

それでは議案書2-1ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は昭和24年3月に設立された株式会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高のすべてが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要

件を満たしております。

続いて社員要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より、法人の行う農業への常時従事者が議決権の90%を保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。役員の過半が年間150日以上の農業の常時従 事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから、議案第1号番号4番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人と しての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

議長

番号4番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第1号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、8月17日、午前10時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市戸田十字路より北へ約1.5キロメートルに位置しております。

別段の面積10アールの設定区域内の農地となります。

譲受人の経営状況は、繁殖和牛360頭、育成和牛140頭、計500頭を経営しています。

申請地の耕作予定は、玉ねぎを作付け予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番については、取り下げとなりました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第2号、番号1番について報告します。

申請地で既存宅地の敷地拡張をするための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、昭和60年に親が住宅を建築した際に、農地の一部に入ってしまっていました。

なお、申請人は申請地を相続により取得し宅地として現在まで利用していましたが、隣接する農地の測量を実施するにあたり申請地が農地であることが判明しました。

今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあ るので第1種農地区分となります。本件は、既存施設の2分の1未満の敷地拡張として転用 するものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張する内容となっています。

水道は市の施設を利用しており、汚水排水は、浄化槽にて処理しています。

雨水は、浸透桝にて処理しています。隣接農地との境界にL字擁壁を設置しており、土砂及 び雨水は流出しません。

現地調査は、8月22日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題 といたします。

番号1番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第3号 番号1番について報告します。

申請人は、昭和57年12月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承 継人により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市一区公民館より北東へ約0.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前10時20分頃に行いました。

許可後、賃金等の問題により、事業を遂行することができませんでした。

今回、承継人より一般住宅として利用したい旨の申出があり、本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当 として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、竹村 文祥委員欠席のため、事務局から報告を求めます。

佐藤農地係長 | 議案第4号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、烏ヶ森公園より東へ120メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、市外に居住していますが、那須塩原市内に勤務している息子と同居したいと考え、息子の職場に近いJR西那須野駅周辺に住宅建築を計画しました。申請地は、交通アクセスも良く商業施設が多く、利便性の高い土地であり、近くに公園もあり住環境としては最適であると考え選定しました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午前11時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議案第4号、番号2番について報告します。

使用貸借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より北へ約400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在妻とアパート住まいですが、これから家族が増える予定 があるため、実家で親と同居を考えましたが、手狭であることから住宅を新築する計画を立て、実家に相談したところ、祖母の所有地を利用して良いとの承諾を得たための転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10へクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第4号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市一区町公民館より北東へ約0.5キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、申請地周辺のアパートに子供と4人で居住していますが、子供も大きくなり手狭となり、小学校に入学しているので転校のない学区内での土地を探していたところ、土地所有者から協力を得られることとなり本申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、8月22日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について、竹村 文祥委員欠席のため、事務局から報告を求めます。

佐藤農地係長

議案第4号、番号4番について報告します。

贈与による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、南赤田自治公民館より南東へ約160メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、妻と市内のアパートに住んでいますが、将来的には現在の住まいでは手狭になってくると考え、住宅新築を計画しました。申請地は国道400号に近く、利便性が良い上、適度に自然があり落ち着いた住環境にあるため、居住地に最適と考え選定しました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあ

るので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議案第4号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より南へ約900メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、市外のアパートに住んでいますが、結婚し手狭になったことと、転勤が重なり実家がある旧西那須野町の地区に住宅を新築し、転居するための転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。

現地調査は、8月22日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。 番号6番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

田渕 徹委員 |議案第4号、番号6番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、大正堂黒磯ミルフィーホールより北へ100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、借人は現在アパートに住んでおり、子供の出産予定があり、住宅の建築を計画しました。子育てや両親の将来を考え、祖父の所有していた申請地に住宅を新築することを目的に申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月23日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田渕 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第4号、番号7番について報告します。

売買による所有権の移転により、事務所を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市西那須野公民館より北西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は県北地区の集配センターとして事業を始め現在に至ります。

今回は、託児所やエステや事務所等の施設の増設と駐車スペースの拡張をしたいとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に事務所を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は浸透槽により処理します。

周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議長 番号7番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長

番号7番について補足します。

本件は、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第4号、番号8番について報告します。

売買による所有権の移転により、資材置場を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯駅東口より東へ約330メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は建設業と建設資材販売業を営んでいますが、資材置き場が不 足しているため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、資材置場として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内にて自然浸透処理とします。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、8月23日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第4号、番号9番について報告します。

賃貸借権の設定により、資材置場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市西那須野二区町自治公民館より北西へ 1.5 キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、国土交通省発注の国道4号線の二区町改良工事を受注しま したが、現場残土の保管場所としての一時転用の申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にある

ので、第1種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、国土交通省発注の国道4号西那須野道路二区町改良工事に伴う資材置場として 利用する内容となっております。上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理としま す。

周囲はフェンス及び擁壁に囲まれており、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当 として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について(編入関係)」を議題といたします。

番号1番及び2番について、島田 晴子委員の報告を求めます。

島田 晴子委員

議案第5号、番号1番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域への編入です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯那須卸売市場より北西へ約300メートルに位置しています。

調査は、8月23日、午前9時15分頃に行いました。

申請人は、農地の保全のため農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、農業をしていた申請人の父が亡くなり、相続を受けましたが、自身で の営農は行っておらず、農業者に貸して水稲を耕作しています。

申請地の利用予定としては、引き続き現在の耕作者に貸し、農地として利用し水稲を耕作する予定です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請は、地元調査員及び調査班とも編入相当として報告を終わります。

議案第5号、番号2番について調査結果を報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域への編入です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約3キロメートルに位置しています。

調査は、8月23日、午前10時20分頃に行いました。

申請人は、農地の保全のため、農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、平成20年まで、水稲と酪農を経営していましたが、高齢、後継者不

足、農業機械の更新等の理由で平成21年に離農しました。その後、農地を農業公社を通し て酪農経営者に貸しています。

申請地の利用予定としては、引き続き現在の耕作者に貸し、牧草を耕作する予定です。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請は、地元調査員及び調査班とも変更相当として報告を終わります。

議長 | 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、島田 晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、島田 晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について(除外関係)」を議題といたします。

番号1番及び2番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第6号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より北東へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、8月23日、午前9時50分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在利用している営業店舗では、敷地の形状が悪く駐車場も狭く、大型車の駐車が出来ない状態です。敷地拡張するにしても全面が道路に囲まれているため出来ず、移転先を検討していたところ、近隣の土地所有者の承諾もあり、貸店舗として本申請に至りました。

申請地は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道での区域であり、かつ、申請地から概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公 共施設等がある区域に位置する第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号2番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立東那須野中学校より北西へ約1500メートルに位置しています。 現地調査は、8月23日、午前11時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、当該土地に隣接する場所において、太陽光発電所を計画しました

が、計画地が袋地になっており太陽光発電施設等への進入路として今回の本申請に至りました。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は隣接する土地と一体の事業の目的に供し、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番及び4番について、秋元 誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員

議案第6号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より西へ約0.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前10時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、現在家族でアパート暮らしの為、今後生活の基盤となる土地を探していたところ、申請地が交通の便が良く生活するのに最適と考えて、住宅を建築するための農用地除外の申請です。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より北西へ約1.3キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前9時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在母親と同居していますが、母親が高齢となり、一人では親の介護にも限界であり、妹夫婦が実家に入り申請人が隣接地に住居を建築するための、農用地の除外の申請です。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 | 報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元 誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号5番及び6番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第6号、番号5番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市一区町公民館より東へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前10時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在隣接地にアパート3棟を経営していますが、空室もなく収益が見込まれています。市街地にはない静かで自然と共存できる場所、また近辺には国道46 1号線も通っており、交通の便も良くアパートの需要が見込まれることから今回の申請に至りました。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号6番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立南小学校より南へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、8月22日、午前10時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在実家に両親と6人で暮らしています。しかし建物の老朽化が 進んでおり、狭く子供達に部屋もないため、父所有の土地に住宅を建築し、より一層の生活 の安定化を図りたいということです。

申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分と

なります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号7番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

田渕 徹委員

議案第6号、番号7番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、8月23日、午前10時45分頃に行いました。

変更の目的は 非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、平成10年に両親が家を建て、平成31年に申請人が相続により 取得しましたが、建物の一部と一体利用している庭が農地であることが判明したため、本申 請に至りました。

20年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する 農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。

調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。

地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田渕 徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

| 議案第7号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より東へ約900メートルに位置しています。

現地調査は、8月23日、午前9時5分頃に行いました。

願い出地の現況は、倉庫敷地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類 として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計 画の協議に対する意見について」を議題といたします。

議案第8号の番号207番は取下げとなりました。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第8号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

「利用権設定関係」は中間管理事業の対象となる案件のみで14ページの2件、面積は、

6, 014平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。

議長|説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

今月は、会長専決処分の該当案件はありませんでしたのでご報告いたします。

議長|報告が終わりました。

該当案件はありませんので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐

追加資料15ページの報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、7月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

7月は、相続を原因とした権利移動の届出を7件受理しました。いずれも相続後の耕作に支 障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。 報告は以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第26回総会を閉会いたします。